

マイナンバーカードを活用した現金給付に期待

新型コロナウイルスの拡大に伴う経済対策の柱として、政府は全国民に対する現金給付策を決定したが、現在の仕組みでは給付までに時間がかかることが予想される。今回は間に合わないが、今後を見据えた場合、マイナンバーカードを活用した円滑な給付を可能にする経済対策インフラの整備が不可欠だ。

リーマンショック時の「定額給付金制度」の教訓

新型コロナウイルスの拡大に伴う経済対策の柱として、政府はすべての国民に対する「一律10万円」の現金給付を決定した。4月7日に閣議決定された経済対策では、収入が急減した世帯主に対して30万円を給付する予定だったが¹⁾、4月16日に「緊急事態宣言」が全国に拡大されたのを受け、大きく方向転換した。

リーマンショック後に実施された定額給付金制度では、1人につき1万2,000円（ただし65歳以上または18歳以下の人は1人2万円）が支給された。この時は、市区町村から個人に申請書が郵送され、振込先情報を記入して返送する必要があったため、個人が申請をしてから給付を受けるまでに、1ヶ月程度の時間を要した。また、そもそも「現金給付を実施する」と閣議決定されてから市区町村が準備を整え、事務を開始するまでに4ヶ月から7ヶ月ほどの時間を要した²⁾。おそらく、紙ベースの手続きを前提としていたために、制度設計から事務の準備、そして実際の給付に至るまで、あらゆるプロセスで時間がかかったと推察される。

今回の現金給付も時間がかかる可能性は高い

仮に4月7日の閣議決定通りの給付となると、①給付を希望する世帯主が市区町村の窓口で申請する、②市区町村の窓口の職員が基準を満たしているかを確認する、③世帯主に銀行振込に必要な情報を申請者に書いてもらう、④指定金融機関から③で把握した申請者の銀行口座に振り込みをする、という流れになったと考えられる。

今回、「全国民に一律10万円の給付」という方向に切り替わった結果、上記の中で①と②のプロセスは不要になったため、その分の時間は節約できるものの、③と④、つまり市区町村が個人の銀行口座情報を確認してから振り込むというプロセスは残ると思われる。このため、どれだけ簡素化を図ったとしても、手続きの大枠が前回の定額給付金から変わっていないため、ある程度の時間がかかってしまうことは避けられないだろう。

もっとも、現実的には今の仕組みの中で最大限工夫するしかなく、「時間がかかる」という弱点だけを殊さら問題視しても建設的ではない。重要なことは将来を見据え、どう改善していくかである。

マイナンバーカードを活用した現金給付に期待

この観点から今後期待されるのが、マイナンバーカードの活用だ。2019年6月に閣議決定された政府の「骨太の方針2019」では、「国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ」との記述がある³⁾。これは素直に読めば、国や市区町村からの現金給付のインフラとしての活用が想定されていると解釈できる。具体的な仕組みは不明だが、おそらく、公的部門から個人に対してポイントを付与する、個人はそのポイントを銀行等で換金する（預金に換える）、銀行等は事後的に政府から入金を受ける、といった流れになるのではないかと。

2009年の定額給付金制度や、今回の現金給付策で時間がかかってしまう理由は、①国も市区町村も個人の口座情報を把握していない（このため確認するプロセスが生じる）にも関わらず、②「最初から」個人にお金を

NOTE

- 1) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日)を参照。
- 2) 制度導入の決定は2008年10月末だったが、すべての市区町村で給付事務が開始されたのは09年5月だった。詳細は、総務省「定額給付金の給付開始時期等の状況(平成21年5月25日時点)」を参照。
- 3) 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日)を参照。
- 4) 本稿では「現金給付への活用」に焦点を絞っているが、政府方針においては、自治体ポイントへの活用も検討されている。これも含め、マイナンバーカードの幅広い可能性を論じた論文として、梅屋真一郎「マイナンバーカードを経済対策インフラに」(金融ITフォーカス2020年4月号、野村総合研究所)を参照。
- 5) 4月7日の閣議決定文書(脚注1参照)でも、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の仕組みを「検討する」という表現は含まれている。しかしながら、マイナンバーカード自体の普及が人口比15%にとどまっているため、ユニバーサルな仕組みとして期待するのは難しいだろう。
- 6) 「1人10万円、非課税扱いに 給付のポイント」(日経電子版4月18日 5:21更新)によれば、マイナンバーカード保有者に対し、オンラインによる申請方法も検討されている模様だ。
- 7) 本稿は、拙稿「マイナンバーカードを活用した現金給付に期待」(新型コロナウイルス対策緊急提言、野村総合研究所)に4月17日時点の情報を踏まえて加筆・修正したものである。

振り込もうとする仕組みだからだ。ポイントによる現金給付であれば、①の問題はクリアできるし、最初に配るのはポイント(データ)なので迅速に処理できるようになるだろう。そこで配られることになるポイントは、政府が振り出す小切手を電子化したものに近い。かなりのスピードアップが期待できる。

また、「骨太の方針」の同じパラグラフには、「真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にする」という記述もある。「真に必要な」「きめ細かい対応」などの文言から推測する限り、個人の所得や納税情報を加味した適切な給付先の特定においても、マイナンバーカードの活用が展望されているのではないかと。紐づけられる所得や納税の情報は基本的に前年のものであるためリアルタイムさにはやや欠けるものの、今の仕組みと比べれば相当程度の効率化が期待できよう⁴⁾。

経済対策インフラとしては「包摂の精神」も重要

もっとも、マイナンバーカードによる現金給付策のインフラを政府方針通り整備していくとした場合でも、いくつかの課題はあるだろう。

第一に、マイナンバーカードがどこまで普及するかという点だ。直近(2020年3月1日)の交付枚数は約1,900万枚であり、人口比では15%程度に留まっている⁵⁾。政府の想定では、2022年度には「ほとんどの住民」にマイナンバーカードが保有される状況を目指す⁶⁾とされているが、実効性を伴った普及策をどこまで展開できるかが鍵となろう。例えば2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されるのを見据え、現在保険者によるカード取得促進策が進められて

いる。まずはこれらの施策がどこまで効果を発揮するかがポイントになるだろう。

第二に、仮にマイナンバーカードがすべての国民に普及したとしても、なお残る課題がある。それは、インターネットへのアクセスを持たないなど、何らかの事情で「デジタルではない方法」で現金給付を希望する人への対応だ。「令和元年版 情報通信白書」(総務省)によれば、2018年の個人のインターネットの利用率は79.8%に留まっており、約2割の個人はインターネットを利用していない。さらに属性別では、高齢層であるほど、また低所得世帯であるほど、利用率が低下する傾向があるとされている。インターネットへのアクセスを持たない方々に対しても素早い給付ができるよう、「包摂の精神」を堅持しながら制度設計を進める必要がある。そこでは、政府側だけでなく、金融機関側の手続きなどにも何らかの工夫が求められるかもしれない。官民が協働して知恵を出し合い、制度設計の議論が進むことを期待したい。

本稿で取り上げたマイナンバーカードとポイントを組み合わせて現金給付を行う仕組みは、今回の経済対策には間に合わないだろう⁶⁾。また、前述の通り考慮すべき課題もある。それでも、今後のことを見据えた場合、政府から個人への現金給付の流れを高度化し、経済対策のインフラを整備しておくことは、「次の危機」に備えるという意味でも不可欠である⁷⁾。

Writer's Profile



竹端 克利 Katsutoshi Takehana
金融イノベーション研究部
上級研究員
専門は金融制度論
focus@nri.co.jp